

事 務 連 絡  
平成 22 年 10 月 20 日

厚生労働省医薬食品局  
食品安全部基準審査課 御中

内閣府食品安全委員会事務局評価課

食品健康影響評価に係る補足資料の準備状況及び関連情報の提供について

平成 21 年 9 月 20 日付けで貴省から意見を求められている「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について」（厚生労働省発食安第 0920001 号）に関し、平成 22 年 10 月 15 日開催の食品安全委員会高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループにおいて調査審議が行われたところです。

つきましては、平成 21 年 8 月 25 日付け府食第 812 号及び平成 21 年 9 月 4 日付け府食第 858 号において依頼している補足資料の提出期限は本年 8 月末となっておりますところ、未だに提出されていない資料について、その理由及び今後の対応方針について回答願います。

また、ワーキンググループにおける審議において、貴省が平成 22 年 6 月 1 日付け食安基発 0601 第 1 号により提出された資料に関し、グリシドール脂肪酸エステルがこめ油で定量下限値以上検出され、乳幼児調製粉乳については定量下限値未満だが検出されていることについて、①DAG 油以外の食品に含まれるグリシドール脂肪酸エステルについて、貴省がどのような対応を検討されているのか、②乳幼児用調製粉乳について、ドイツと日本での製造方法が異なるのか、とのコメントが出されましたので、関連情報があれば提供願います。